

食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン検討会開催要綱

令和6年7月4日
厚生労働省健康・生活衛生局

1. 趣旨

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12（持続可能な生産消費形態を確保する）を踏まえて、令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく基本方針により、食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させることを目標とし、令和5年12月22日に開催された食品ロス削減推進会議において、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」（以下「施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。

施策パッケージでは、食べ残しの持ち帰り場面において、その食品衛生上の取扱いに関する事項を整理することが、外食事業者側と消費者側双方の食べ残しの持ち帰りに対する共通の意識を持たせる上で有効であると考えられている。

こうしたことから、食べ残しの持ち帰りは自己責任であることを前提としつつも、食中毒等の発生予防の観点から、消費者及び外食事業者の食品衛生に関する留意事項を示したガイドラインを作成することは、双方の行動変容を促し、もって食品ロスの削減に資するものである。

このため、「食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- （1）食べ残しを持ち帰るに当たっての衛生的な留意事項（提供する事業者、持ち帰る消費者、食品、衛生管理等）に関すること
- （2）その他食品衛生に関すること

3. 検討会の構成及び運営

- （1）検討会は、厚生労働省健康・生活衛生局長が構成員の参集を求めて開催する。
- （2）検討会の構成員は、学識経験者、食品事業者（団体を含む。）、消費者団体、地方行政食品衛生担当者とする。
- （3）検討会は必要に応じ、関係省庁（地方行政担当者を含む。）の職員及び有識者の出席をその都度求めることができる。
- （4）検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。
- （5）座長が不在のときは、座長代理又はあらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- （6）構成員は検討会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- （7）検討会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課において行う。
- （8）検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則、公開とする。
- （9）検討会は、対面のほかオンライン形式又はハイブリッド式の開催とする。
- （10）構成員にやむを得ない理由がある場合は、座長及び座長代理を除き、所属団体等から代理者が出席することができる。

構成員名簿

氏名	所属・役職
上間 匡	国立医薬食品衛生研究所 食品衛生管理部長
小川 雅弘	千葉県健康福祉部衛生指導課長
工藤 由起子	星薬科大学 微生物学研究室 教授
郷野 智砂子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
中上 富之	株式会社 セブン&アイ・フードシステムズ サステナビリティ推進総括マネジャー
松田 秀明	日本ホテル株式会社 ホテルメトロポリタンエドモント 取締役 総支配人

(五十音順、敬称略)

オブザーバー：消費者庁、農林水産省、環境省